

公益社団法人東京社会福祉士会
定款

平成25年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京社会福祉士会と称する。

2 この法人の英語による表記は、Tokyo Association of Certified Social Workersと称し、略称を「TACSW」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする東京都民の生活及び権利の擁護、社会福祉に関する知識及び技能の普及啓発並びに地域福祉サービスの発展を図るとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、専門的技能の研鑽等に関する事業を行い、東京都における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする東京都民の生活及び権利の擁護に関すること。
- (2) 東京都民への社会福祉に関する情報の提供並びに知識及び技能の普及啓発に関すること。
- (3) 東京都民への福祉サービス事業の推進及び発展に寄与すること。
- (4) 社会福祉及び社会福祉士の専門領域に関する調査研究及び支援に関すること。
- (5) 社会福祉士の倫理及び専門性の向上に関する支援並びに資格制度の充実発展及び普及啓発に関すること。
- (6) 就労支援に関する有料職業紹介及びその附帯関連する一切の事業に関すること。
- (7) 前条と目的を同じくする活動を行う東京都内区市町村の社会福祉士会への支援に関すること。
- (8) その他この法人の目的達成に必要なこと。

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の3種の会員で構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受け、東京都内に住所又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
 - (2) 準会員 社会福祉士の資格取得を目指している者のうち、本会が特に認めた者を準会員とすることができる。
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- (遵守義務)

第5条の2 この法人の正会員は、公益社団法人日本社会福祉士会が定める倫理綱領を遵守するものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、本会から東京家庭裁判所へ提出した候補者推薦名簿に基づき、成年後見人等に選任されている会員の場合は、理事会の承認を得て退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則第6号会員に対する苦情への対応及び会員に対する懲戒手続に関する規則第13条に規定する苦情申立て審査を倫理委員会が決定し、被申立人として通知を受けた会員に対しては、会長は退会届を留保し同規則に基づく処分を行うことができる。

苦情申立て審査を公益社団法人日本社会福祉士会に委託した場合も同様とする。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号（準会員及び賛助会員にあつては第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき、又は団体が解散したとき。

- (3) 社会福祉士法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき。
- (4) 社会福祉士法第33条の規定により、登録を消除されたとき。
- (5) 正当な理由がなく、会費を2年以上納入しなかったとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員の議決権の10分の1の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において正会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに本条第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決をすることができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種別及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち3名以内を副会長とする。

4 会長以外の理事のうち15名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長及び業務執行理事は、会長の指名に基づき理事会が選定する。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

5 この法人の監事には、法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の職務を分担執行する。

5 会長、副会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の職務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事及び監事の再任を妨げない。ただし、連続して4期(8年)を超えて同一の役職に選任されることはできないものとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 相談役

(相談役)

第27条 この法人に、任意の機関として2名以内の相談役を置くことができる。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事はあらかじめ定めた順位により、理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長が欠席した場合は、出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会及び事業センター

(委員会及び事業センター)

第33条 この法人は、第4条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて委員会及び事業センターを設置することができる。

- 2 委員会及び事業センターの設置、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 本条第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅

する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

（設置等）

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。ただし、重要な使用人の任免については、理事会の決議により、会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第12章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を記すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

（委任）

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、大輪典子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第34

条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成26年6月28日から施行する。

この定款は、平成27年6月27日から施行する。

この定款は、平成28年6月25日から施行する。

この定款は、平成29年6月24日から施行する。